

こい	20センチメートル
----	-----------

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。

魚種	種別	漁具及び漁法	遊漁料	附加料金
全魚種	年間券	竿釣(スプーン釣を含む。)	3,000円	200円
全魚種	日釣券	1 竿釣(スプーン釣を除く。)	1,000円	200円
		2 竿釣(スプーン釣を含む。)	1,500円	200円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種をいう。

2 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児及び小学校児童	無料
中学校生徒及び肢体不自由者(身体障害者手帳を提示した者に限る。)	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、さくらます・やまめにじます、いわな、ひめます又はこいの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、遊漁者から遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に対し、別に定める遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 遊漁承認証の再交付は、行わない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、第5条に規定する禁止区域において、湖底又は川底をかくはんしてはならない。

3 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

(漁場指導員)

第10条 組合は、この規則に定める事務を行い、かつ、この規則の励行に関する必要な指示等を遊漁者に対し行う者として、漁場指導員を指名することができる。

2 漁場指導員は、別に定める漁場指導員証を携帯し、漁場指導員であることを表示する腕章を身につけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、この規則に違反した遊漁者に対し、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は返還しない。

(公示の方法)

第12条 組合が、この規則の規定により必要な事項を公示しようとするときは、組合事務所に掲示してこれを行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30(2018)年8月31日から施行する。